

申請の手引き

申請書名	税務証明交付申請書（固定資産税関係）
添付書類等	◎評価証明書、公課証明書、名寄帳閲覧・コピー ●申請できる方 申請取得できる方は、原則として次の方に限ります。 1. 所有者本人（各年1月1日現在。相続人を含みます。） 2. 本人と同一世帯であることが認められる配偶者及び親族の方 3. 借地人・借家人等、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する方 4. 本人の自署（個人の場合）と押印（法人の場合は、代表者印）のある委任状等を持参した方 次のような場合は、委任状がなくても申請することができます。 ・評価証明書等の取得について委任する旨の記載がある媒介契約書がある場合。 ・弁護士、司法書士が「固定資産評価証明書の交付申請書」（統一様式）により申請する場合。 ・民事訴訟や民事調停等の算定資料に必要な場合。ただし、訴状や申立書等の事実関係が確認できる書類が必要です。 ●申請時に必要なもの ・窓口に来られる方の、本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証等） ・相続人の方は、相続関係がわかる書類（戸籍謄本等） ※年の途中で所有権移転があった場合は、所有権移転が確認できる登記事項証明書（写し可）や売買契約書（写し可）を持参してください。ただし、証明書の名義は、賦課期日現在の所有者名となります。 ◎評価額通知書（不動産登記用） ・どなたでも申請できますが、千葉地方法務局佐倉支局が発行する「固定資産評価証明交付依頼書」を持参してください。
手数料	・証明書は、年度ごと、所有者ごと、1通につき300円です。ただし、評価証明書及び公課証明書の場合は6物件まで300円、以後1枚（1枚につき10物件まで）増すごとに100円加算されます。 （例：土地3筆、家屋4棟の場合は400円） ・なお、証明書が発行できる年度は現年度を含めた過去5年分までです。 ・名寄帳閲覧は、所有者ごと300円です。コピーが必要な場合は、1枚につき10円（A4サイズ）です。 ・評価額通知書（不動産登記用）は無料です。
問い合わせ先	税務住民課 資産税班 電話番号 043-496-1173

★郵送申請を希望の方は「**郵送申請による場合の手引き**」を参照ください。